



守監発第 21 号
令和4年2月28日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市代表監査委員 高瀬 尚則



令和3年度 財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項の規定に基づき、標記の監査を実施したので、同条第9項の規定により報告書を提出する。

令和3年度 財政援助団体等監査報告書

1 監査の執行者

代表監査委員 高瀬 尚則
監査委員 堤 茂信

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づく監査

3 監査の実施日

令和4年2月8日（火）

4 監査の対象

団体名	補助金名	市役所担当課
守谷市社会福祉協議会	守谷市社会福祉協議会 補助金	保健福祉部 社会福祉課

5 監査の範囲

令和2年度に市が交付した補助金の出納及び関係事務の執行

6 監査の方法

補助金交付団体及び市役所担当課から提出された資料に基づいて、団体代表者及び市担当者から補助金等に関する事業内容等について聴取し、当該事業及び会計経理事務が適正に執行されているか否かを監査した。

7 監査結果

令和2年度に守谷市社会福祉協議会に市が交付した補助金、出納及びその他関係事務の執行については、おおむね適正かつ正確であると認められた。また、令和3年1月の守谷市補助金審議会で出された要望等にも対応している。

社会福祉協議会（以下『社協』という）は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、設立された法人であるが、平成28年の社会福祉法改正により、事業運営の透明性の向上等、制度改革がおこなわれた。それを受け、守谷市社協は経営情報を電子開示し、また、委託事業と補助金対象事業に従事する職員を明確に区別して管理しており、事業運営の透明性は確保されている。守谷市社協の個別の事業活動は、時として隔々まで行き届かない市役所による社会福祉活動に対して、市民に寄り添う形で本来あるべき福祉により近い活動を行っていることがわかる。

補助金は、本来対象となる業務を特定して支出されることが望ましいが、守谷市社協が行っている活動は、支援を必要としている市民からの相談に始まり、具体的な各種の支援活動に広がるものが多いため、あらかじめ業務を特定するのが難しい。したがって、守谷市社協が補助金を特定の職員の活動に充てていることも、その意味で一定の合理性が認められる。

今回のコロナ禍を契機に、守谷市社協の活動様式及び法人会費の徴収方法等について新たな可能性が具体化されてきている。結果、法人（会議体）運営に係る工数は省力化され、活動をより福祉活動に向けられるようになることが期待される。担当課はこれら守谷市社協本来のあるべき活動を十分理解し、まちづくり活動における地域福祉の核として位置づけ、福祉という方向から見たまちづくりに対してその役割発揮を支援すべく、市役所内での連携を十分に行っていただきたい。

【守谷市社会福祉協議会】

1 団体の概要（令和3年4月1日現在）

団体名	社会福祉法人 守谷市社会福祉協議会
代表者名	松丸 修久
設立年月日	昭和48年4月11日
基本財産額	100万円
設立目的	昭和41年守谷町で「健康で衛生的な町づくり」が提唱され、町民のボランティア活動が動き始めた。その後、民生委員児童委員の協力を得ながら低所得者や母子福祉対策などに取り組んだが、特に世帯更生会貸付資金（現：生活福祉資金貸付）事業や日赤募金、共同募金なども含め、取組みを推進する上で専任職員の配置や組織化が必要との声上がり、昭和45年7月1日に地域福祉を推進する任意団体として、社会福祉法第109条に位置づけされている守谷町社会福祉協議会を設立し事業を開始した。その後、さらに事業を進める上で、法人化に向けた上申もあり、昭和48年3月14日社会福祉法人として発足した。（登記簿：昭和48年4月11日付け）。

2 組織の状況（令和3年4月1日現在）

【職員】

区分	団体職員	嘱託職員	臨時職員	合計
人数	12人	2人	17人	31人

【役員等】

区 分	理 事	常勤役員	評議員	監 事	その他	合 計
人 数	15人	0人	31人	2人	0人	48人

3 主な事業

法人運営事業，調査普及宣伝事業，地域福祉活動推進事業，相談・援護事業，ボランティア活動促進事業，共同募金配分事業，受託事業，介護保険事業，障害福祉サービス事業，法人運営事業，調査普及宣伝事業，地域福祉活動推進事業，相談・援護事業，ボランティア活動促進事業，共同募金配分事業，地域ケアシステム推進事業，社会福祉基金

4 補助金の状況（令和2年度）

名 称	守谷市社会福祉協議会補助金
金 額	58,906,290円
根拠法令等	守谷市補助金等交付規則
目 的	守谷市における社会福祉事業の推進
財源内訳	県支出金： 0円 地域福祉基金繰入金： 0円 一般財源： 58,906,290円
効 果	行政でできないような地域福祉事業に取り組み，地域に密着した事業をきめ細かに実施することにより，暮らしを支える社会保障の運営を推進しています。 事業費は，社会福祉協議会の会費で行っており補助金は主に人件費です。
算定基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給料： 31,325,855円 ・職員賞与： 11,202,570円 ・非常勤職員給与： 5,110,407円 ・法定福利費： 7,615,330円 ・福利厚生費： 178,582円 ・研修研究費： 67,850円 ・諸会費： 230,800円 ・事務諸費： 35,996円 ・退職積立預金： 3,111,900円 ・負担金： 27,000円 <p style="text-align: right;">計 58,906,290円</p>
履行確認方法	守谷市補助金等交付規則第8条の規定に基づく実績報告により確認しています。